

# 東京都労働委員会へ 不当労働行為救済申し立て 提出！！

私たち輸送サービス労組八王子地本は結成以降、会社が継続的に行っている加入阻止、脱退勧奨、悪宣伝、差別、利益誘導等の行為は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であり断じて認めることができないことから、繰り返し団体交渉を開催し是正を求めてきましたが、団体交渉では認識の一致がはかれず、対立で終了しました。

したがって、これ以上の労使間の議論による自主解決を図ることは困難であるとの判断に至ったことから「労使間の取扱いに関する協約」第69条に基づき東京都労働委員会へ不当労働行為救済申し立てを行いました。

**不当労働行為は、断じて認められない！**  
日々繰り返されるあらゆる  
不当労働行為を見過ごすことなく、  
組織の力で闘い抜こう！